

第3回糸魚川市ガス上下水道事業官民連携あり方検討委員会

地元企業への意見聴取

2024年7月

地元企業説明資料・意見交換の内容について



- 地元企業に対して、これまでの市における官民連携事業の検討経緯及び課題を踏まえて検討している官民連携事業の方向性(事業方式、官民共同出資会社の設立)について説明を行う。
- 現在の公共発注における課題や経営上の課題を踏まえ、民間への公募条件などへの反映を想定する。

<説明内容、流れ等>

①検討経緯の説明	• 平成31年度以降、経営戦略にて民間委託の検討について記載を行い、包括的民間委託の方向性について検討を行ってきた。 • 令和4年度以降、具体的な官民連携手法について検討を行い、包括委託、公共施設等運営事業、事業譲渡(ガス)の比較検討を実施している。(あり方検討委員会にて議論中)
②官民連携による事業方式の説明	• 市が抱える課題(①技術者の確保・技術継承、②長期的な収益減少、③維持管理の負担増加)の解決と、これまで培ってきた4事業一体での業務提供に向けて制度設計中。 • 市の技術力の維持とともに、官民の技術・職員を動員して、地域の総合インフラ会社として官民共同出資会社を設立することを検討
③官民共同出資会社の構成	• 官民共同出資会社は、市がこれまで行ってきた事業の効率性と市だけでは継続できない民側の技術・体制を組み合わせたい。 • 会社の経営面については民間とする一方で、市として維持すべき公共性については、市出資によるガバナンス・市職員の派遣によって担保を行う
④意見交換を実施	• 工事・修繕発注における懸念点について • 今後の経営上の課題、人材確保の懸念について • その他官民連携の懸念点や要望について

地元企業と意見交換を行う事項



以下のような日程、内容で意見交換を実施したい。

地元企業との意見交換会 実施概要	
日程	令和6年7月4日(木) から 令和6年7月19日(金) まで
ヒアリング対象	全8団体へ実施 ・市内ガス・水道指定工事業者、下水道指定工事業者 ・その他、現在の業務受託事業者など
実施方法	・業務受託事業者は、個別に意見交換を実施 ・団体、組合等は、全体で意見交換を実施
意見交換の内容	1 工事・修繕発注における懸念点について ・官民連携の導入により、一部工事や修繕発注が民間発注となることへの懸念点等 2 今後の経営上の課題や人材確保の懸念について ・長期契約となった際の懸念点 ・(官民連携に限らず)経営上の課題や人材確保での課題 3 その他官民連携の懸念点・要望について ・全体を通しての質問、要望等
結果の公表	第4回官民連携あり方検討委員会(7/25)で意見概要を公表する。

他都市における公募条件例(地元経済への貢献)



- 他の先行事例では、「地域貢献」として、地域の事業者を提案グループや発注先に加えることについて評価(配点)を行う方法や更に踏み込んで発注や出資を義務付ける方法を採用している事例が存在する。
- ただし、義務付けを行う場合には、地元事業者を抱え込んだグループのみが受注できることや、特定の地元事業者が締め出されるなど、公平な競争環境を阻害することがないよう検討が必要である。

地元企業の活用方法 案 (地元活用の決定者)	前提条件			先行事例
	地元事業者の 業務継続性	公平な地元企業 受注機会の確保 (組合等)	地元企業 出資意向	
①地元企業への発注を評価対象とする(民間提案により決定)				
概要:具体的な地元企業の活用については、民間事業者の提案に委ねる。 課題:市としては、公募条件として地元企業への積極的な業務発注を要請するとともに、評価基準として地元企業の活用に関して、加点を行う。	必要	不要	不要	・妙高市ガス事業譲渡 + 上下水道包括委託 ・その他実績多数
②地元企業への発注を公募条件とする(公募条件により決定)				
概要:具体的な地元企業の活用については、市の公募条件として示す。 課題:提案者としては、再委託の固定化につながることから、過度な地元企業への発注義務については、公平な競争環境の阻害要素につながるおそれがある。	必要	必要	不要	・荒尾市水道事業包括委託
③地元企業の参加(新会社出資等)を義務とする(新会社の経営によって決定)				
概要:公募条件として、 <u>地元企業が新会社へ出資することを義務として定める</u> 。 地元企業が、経営への関与や業務受注機会確保につながる。 課題:地元企業の参画が提案上必須となるため、提案者数の減少や委託費の高止まり、出資しない地元企業の受注機会の減少につながるおそれがある。	必要	不要	必須	・佐世保市浄水場 DBO ・会津若松市滝沢浄水場更新整備等事業 ・荒尾市水道事業包括委託 ・米子市下水道委託委託
糸魚川市の地元業者の状況	(ヒアリングにて確認)			

参考)地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック (令和3年12月版)

- 公正取引委員会では、地域経済の活性化の観点から事業を検討・実施する際の参照資料として、競争政策及び独占禁止法の考え方を示した「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」を公表している。
- 官民連携の実施によって、これまでの公共発注ではなく、民間事業者間の発注となるが、他事例からも地元業者の受注機会の確保が、災害時・地域経済の観点から重要である。
- 地元業者の健全な育成を阻害する恐れがないか、競争性が確保できているかという視点から公募条件の検討が求められる。

〔条例等の制定〕

(中小企業振興①)

4 建設工事の受注事業者に対する地元業者の下請利用の義務付けについて

市が、競争入札の実施に当たって、一定の条件を付すこと自体は、独占禁止法上の問題ではないが、一般的な要請を超えて、建設工事の受注事業者に対して下請発注時に地元業者の利用を義務付けることは、受注事業者の自由な事業活動を制限することとなるほか、地元業者と地元業者以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害するおそれがあることに留意する必要がある。